

平成30年度 埼玉県社会福祉法人管理者研修行政説明

「社会福祉施設等の指導監査の 実施状況と課題について」



埼玉県のマスコット
コバトン・さいたまっちゃん

埼玉県福祉部福祉監査課

特別調査・指導担当 主幹 平 明夫

私が監査に携わって思っていること

1 行政と福祉の担い手である社会福祉法人は協力関係であるべき

利用者の安心・安全のため、行政と社会福祉法人が、お互いの立場を尊重しつつ、協力関係において福祉サービスの向上に努めることが重要であること。

2 監査の意義

監査においては、法人・施設の運営をよりよくするため、必要な改善指導を行うとともに、良い取組をたたえ、必要に応じて他に紹介することによって福祉サービスの向上を図る必要があること。

3 ただし、

残念ながら福祉をくいものにする者はゼロとは言えない。
これを絶対に見逃さない。ただでは済まさないということ。

監査の基本方針①

1 利用者の立場に立った指導・監査

施設(事業所)の適正な運営の確保と利用者へ安心・安全なサービスが提供されるよう指導・監査を行う。

実地指導・監査においては、施設内の巡視を行うとともに、利用者や職員の話を通じて、サービス提供状況の把握を行う。

2 重大事案に関する機動的な対応

苦情通報に対して迅速かつ丁寧な対応を図る。特に、緊急に対応すべき重大な不正や権利侵害事案に対しては、原則として2日以内に特別調査を実施する。

監査の基本方針②

3 指摘事項の改善徹底

指摘事項の改善状況を確認するとともに、必要に応じて、責任者の呼出しや連続した実地指導・監査などを行い、改善の徹底を図る。

4 指導監査の重点項目

- ①事故防止対策
- ②虐待防止対策
- ③介護報酬等の適正な算定
- ④福祉人材の確保・定着対策
- ⑤社会福祉法人による地域における公益的な取組の促進

法人運営に関する主な指導事項

① 役員を選任手続き

- ・施設長が理事に選任されていない。
- ・監事の選任にあたり、監事の過半数の同意がされていない。

② 理事会・評議員会の運営

- ・評議員会の日時、場所、議題等が理事会で審議されていない。
- ・議事録について、「議事の経過の要領及びその結果」が適切に記載されていない。
- ・議事録に議案資料が添付されていない。
- ・議決にあたり、特別の利害関係人の確認がされていない。

③ 役員報酬基準

- ・役員報酬基準が定められていない。
- ・理事・監事の報酬等の額(年間の支給上限)が評議員会で定められていない。

④ 法人の変更登記が定められた期間内に行われていない。

⑤ 定款、役員報酬基準、役員等名簿がインターネットで公表されていない。

留意点① 虐待防止

施設として虐待防止に取り組むことが重要

1 利用者の処遇向上を図ること(=職員の育成)

- ・ 職員会議や朝礼で虐待の認識を高め、処遇方針を徹底
(欠席した職員や非常勤職員・派遣職員にも、しっかりと情報を伝達する)
- ・ 適時の職場研修、外部研修への参加
(職員自らが考え、発言できるよう研修内容を工夫する)

2 職員を大切にすること(=職員の確保→利用者の処遇向上)

- ・ 働きやすい職場環境の整備
- ・ 業務量に応じた職員数の確保、担当業務の適正化
- ・ 職員が1人で悩まず相談等ができる体制、サービス残業の廃止 など

3 虐待が起きてしまった場合は適切に対応すること

- ・ 施設として事実確認をすみやかに実施
- ・ 利用者・家族へののていねいな対応
- ・ 県への事故報告、虐待認定市町村への通報
- ・ 再発防止の職員への周知徹底、加害職員への適切な対応
(自主退職の扱いは処分を行った後に判断してください)

留意点② 所在確認の徹底

車への置き去り等の防止徹底

- 1 送迎車の乗車・降車の確認をしっかりと行うこと
 - ・ 運転手と施設職員の連携による出欠確認・誘導
 - ・ 送迎車内の最終確認(指差しチェック)
- 2 施設利用時の所在確認をしっかりと行うこと
 - ・ 職員同士の連携による定時チェック、適時の声かけ等
- 3 所在不明時の対応を定め、職員に周知徹底すること
 - ・ 現場の初期対応(図示又はマニュアル化)
 - ・ 管理者への報告、家族への連絡等

留意点③ 私的流用の防止

複数の目でチェックすることが重要。

1 複数の目でチェックする体制をつくること

- ・ 通帳と印鑑の管理は異なる者が行い、通帳の出入金をチェックする
- ・ 小口現金、利用料等の現金収入、授産製品の販売代金等をチェックする
- ・ 利用者の預り金は担当まかせにしないでチェックする
- ・ 事務室以外での現金取り扱いはできるだけしない
→ やむを得ない場合でも複数の目でチェックする

2 コンプライアンスを遵守すること

- ・ 公私の区別をつける

3 不正行為等を発見した場合は適切に対応すること

- ・ 私的流用の調査、返還請求
- ・ 所轄庁への報告(、警察への被害届)

※ 不正行為等を発見したにもかかわらず、役員等が必要な対応をしない場合は、当該役員等が損害賠償責任を問われる可能性がある。

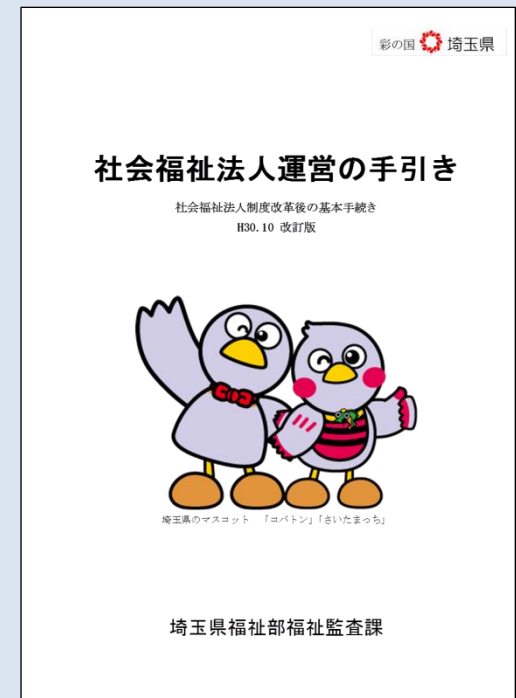
福祉監査課の取組

県HPで公開中

指導監査 埼玉県

検索

- 社会福祉法人運営の手引き
- 社会福祉法人等の取組事例集
(福祉人材の確保・定着対策、地域における公益的な取組)
- 契約事務の手引
- 監事監査のチェックポイント(監事用)
- 決算関係書類等のチェックリスト(担当者用)
- 実地指導での主な指摘事項に関するQ&A



お疲れ様でした。

